

第1回 市川市いじめ防止対策委員会

令和3年11月12日（金）午後5時30分～
市川市教育委員会 第2庁舎 4階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 学校教育部長挨拶
- 3 委員・出席者の紹介
- 4 市川市いじめ防止対策委員会について
河部（担当室）
- 5 委員長・副委員長の選出
- 6 議 題
 - (1) 本市におけるいじめ問題への取組について
植木（指導課）
 - (2) 本市のいじめ発生事例とその対応について
植木・野田（指導課） 栗田（担当室）
- 7 諸連絡
- 8 閉 会

委員名簿

氏名	所属・役職	選出区分
阿部 亜紀子	人権擁護委員協議会 顧問	学識経験者
山口 豊一	聖徳大学 心理・福祉学部長	学識経験者
渡邊 哲夫	淑徳大学 総合福祉学部教授	学識経験者
諸富 祥彦	明治大学 文学部教授	学識経験者
酒井 秀大	弁護士	学識経験者

条例により設置された3つの組織

教育委員会

①市川市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関・団体の連携に関し、必要な事項を協議する。また、当該機関及び団体相互の連携調整を行う。（年2回）

小・中・義務教育・特別支援学校長 教育委員会 市長部局
警察署 地方法務局 保護者・地域の代表（15人以内）

②市川市いじめ防止対策委員会

教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための調査及び助言をするとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議を行う。

（年1回＋事案発生時に実施） 【教育委員会の附属機関】

学識経験者その他教育委員会が適当と認める者
（5人以内）

総務部 総務課

③市川市いじめ問題再調査委員会

市長が必要と認める場合、いじめの重大事態に係る教育委員会の調査結果について再調査を行う。

（事案が発生した場合のみ実施） 【市長の附属機関】

学識経験者その他市長が適当と認める者
（5人以内）

【市川市の取組】

1 基本方針・ガイドラインの策定

- ・市川市いじめ防止基本方針 H27.3～（R3.4 改定）
- ・市川市いじめ防止ガイドライン R2.4 ～

2 いじめ対応組織の設置

- ・市川市いじめ問題対策連絡協議会
- ・市川市いじめ防止対策委員会
- ・市川市いじめ問題再調査委員会

3 相談窓口の設置

- ・ほっとほっと相談 ※電話、対面、訪問による悩み相談
- ・少年センターによる相談窓口 ※電話、メール、対面による悩み相談
- ・悩み相談@いちかわ ※LINE による悩み相談

4 その他（啓発活動等）

- ・生徒指導主任会
- ・情報モラル教室（少年センター）
- ・ネットトラブル防止出張授業（少年センター）
- ・生徒指導訪問（主に中学校対象）
- ・いじめ防止対策研修会（県教委主催）

【各学校における取組】

- ・学校いじめ対策組織の設置
- ・学校いじめ防止基本方針の作成及び点検
- ・教育相談体制の充実
- ・いじめアンケートの実施
- ・情報モラル教育の実施
- ・学校だより等による啓発
- ・各種相談窓口の紹介
- ・教職員研修の実施